

第2章 交通規制総則

第1 交通規制の概要

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下同じ。）（以下「歩行者等」という。）又は車両若しくは路面電車（以下「車両等」という。）の通行の禁止その他の道路における交通の規制を実施することができる（法第4条第1項）。

公安委員会が交通規制を行うことができるのは、

- 道路における危険の防止
- 交通の安全と円滑
- 交通公害その他の道路の交通に起因する障害の防止

をするため必要があると認めるときであり、これは単独であっても重複しても差し支えないが、それ以外の目的での交通規制は認められず、また、目的達成のため必要最小限の交通規制でなければならない。

1 交通規制の実施機関

(1) 公安委員会（法第4条第1項）

公安委員会は、法第4条第1項の要件に該当し、必要があると認めるときは交通規制を行うことができる。

交通規制は、区域、区間又は場所を定めて行い、必要があれば対象を限定し、又は日若しくは時間を限定して行うことができる。

(2) 警察署長（法第5条第1項、令第3条の2）

警察署長は、公安委員会の委任により、政令で定める次の交通規制のうち、適用期間が1か月を超えない（連続して1か月以内）交通規制を行うことができる。

- ア 通行の禁止（法第8条第1項）
- イ 歩行者用道路（法第8条第1項及び第9条）
- ウ 歩行者等横断禁止（法第13条第2項）
- エ 最高速度（法第22条）
- オ 車両横断禁止・転回禁止（法第25条の2第2項）
- カ 追越し禁止（法第30条）
- キ 徐行（法第42条）
- ク 一時停止（法第43条）
- ケ 駐停車禁止（法第44条第1項）

コ 駐車禁止（法第45条第1項又は第2項）

サ 高齢運転車等標章自動車停車可又は駐車可（法第45条の2第1項）

シ 停車可又は駐車可（法第46条）

ス 停車又は駐車の方法の指定（法第48条）

なお、警察署長が行うことができる交通規制は、公安委員会の交通規制が行われていない場合、又は公安委員会の交通規制が行われている場合に更に異なる交通規制を行う場合に限られ、公安委員会が行った交通規制を、警察署長が解除することはできない。

(3) 高速道路交通警察隊長等への委任（法第114条の3）

この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行わせることができる。

2 交通規制の要件

(1) 交通規制の適法要件

道路標識等の設置による交通規制の効力発生要件は、

- ① 公安委員会（警察署長等の交通規制の場合は、当該警察署長等。以下同じ。）の意思決定に基づき
 - ② 法令の定める種類・様式のものを
 - ③ 法令の定める方法によって設置し
 - ④ 法令の定める機能等を保持していること
- である。

公安委員会が交通規制を行う場合に、その内容を告示することがあるが、法律上、交通規制の効力発生要件ではない。

なお、交通規制を行う場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通規制に相当する交通の規制をすることができる。（法第4条第1項後段）

(2) 意思決定

ア 意思決定の内容

交通規制は、規制の種類、場所等を定めて、必要により対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うもので、その効力の発生要件として、公安委員会の意思決定が必要である。

意思決定の内容は、どのような交通規制が行われるのか明確に判断できるもので、かつ、意思決定の内容は道路標識等の表示する意味と一致するものでなければならない。

特に、日時又は対象を限定（特定）して交通規制を行う場合は、不明確な表現となることがあるので、次のことに留意して実施すること。

(ア) 日時を限定して交通規制を行う場合

時間については、「〇時から〇時まで」又は「〇時〇〇分から〇時〇〇分まで」のように明確に規制時間が分かるものとし、「通学時間」、「バス運行時」等規制時間が不明瞭な表現は避けること。

日・期間については、「休日」、「土・日曜、休日を除く」又は「〇月から〇月まで」のように明確に規制日が分かるものとし、「平日」、「週末」、「学校の休校日」「冬季」等規制日が不明瞭な表現は避けること。

(イ) 対象を限定して交通規制を行う場合

対象については、道路利用者が分かりやすい、明確かつ簡潔なものとする。対象から除く車両の種類を表示する方が簡潔な場合にあつては、対象から除く車両の種類（「自転車を除く」、「路線バスを除く」等）により、対象となる車両の種類を表示する方が簡潔な場合にあつては、規制の対象となる車両の種類（「大貨等」、「二輪及び軽車両」等）により行うものとする。

なお、「〇〇関係者に限る」、「地域住民を除く」等規制対象が不明瞭な表現は避けること。

イ 区画線との関係

法第2条第2項及び標識令第7条の規定により、「車道中央線」を表示する区画線は「中央線」を表示する道路標示に、「車道外側線」を表示する区画線（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）は「路側帯」を表示する道路標示に、それぞれみなされるので、公安委員会の意思決定を要しない。

しかし、「車線境界線」及び「車道外側線」を表示する区画線（「車道外側線」を表示するものにあつては「路側帯」を表示する道路標示にみなされる場合を除く。）は、「車両通行帯」を表示する道路標示としての効果を持たせる必要がある場合には、公安委員会による「車両通行帯」設置の意思決定が必要である。

(3) 交通規制の効力発生時期及び消滅時期

交通規制の効力は、交通規制の効力発生要件をすべて充足したとき、すなわち、交通規制権限のある者の意思により、法令に定められた手段・方法により道路標識等が設置・管理されたときに発生し、この効力発生要件が一つでも欠けたときには交通規制の効力は消滅する。

第2 道路管理者等との関係

1 道路管理者等の行う通行の禁止等

道路管理者、道路監理員及び自動車道事業者は、一定の要件のもとで道路の通行を禁止し又は制限することができる。

なお、この通行の禁止又は制限は、道路管理権に基づくものであり、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な範囲に限られる。

(1) 道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項、第3項及び第47条第3項）

道路管理者は、一定の場合において道路又は水底トンネルの構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 道路監理員（道路法第46条第2項）

道路監理員は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(3) 自動車道事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第68条第3項）

自動車道事業者は、一般自動車道（道路運送法第2条第8項）が、天災その他の事由により自動車の通行に支障を生じたときは、直ちにその通行の禁止その他適切な危害予防の措置を講じなければならない。

2 協議等

公安委員会は、特定の交通の規制を行うときは道路管理者又は地方自治体の長等に対して意見聴取又は協議を行わなければならない。一方、道路管理者が道路の改築や通行の禁止、制限等を行うときは、公安委員会に対して意見聴取又は協議することとなっている。

これらは、良好な道路交通環境を実現するために行うものであるから、常に緊密な連携を保つとともに、意見聴取や協議の時期、内容等が適正なものとなるように配慮しなければならない。

道路管理者等との協議等については次表のとおりである。

1	交通公害発生時の資料提供要求 (法第110条の2第1項)	公安委員会は、交通公害の防止に関し交通規制を行う場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。
2	(1) 広域にわたる通行禁止の意見聴取 (法第110条の2第2項)	公安委員会は、第8条第1項の道路標識等により次の交通規制を行い自動車の通行を禁止する場合において、広域にわたり道路における交通に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事、関係地方行政機関の長及び政令指定都市の市長の意見を聴かなければならない。 ア 各種通行止め イ 車両進入禁止 ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止 エ 指定方向外進行禁止 オ 重量制限 カ 高さ制限 キ 特定小型原動機付自転車・自転車用道路 ク 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路 ケ 歩行者用道路 コ 一方通行 サ 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行
	(2) 一般道路において意見聴取 (法第110条の2第3項)	公安委員会は、次の交通規制を行うときは、道路管理者の意見を聴かなければならない。ただし、キ～チの交通規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。この場合は、事後において速やかに当該交通規制に関する事項を通知しなければならない。 ア 車線境界線（法第2条第1項第3号） イ 路側帯（法第2条第1項第3号の4） ウ 横断歩道（法第2条第1項第4号） エ 自転車横断帯（法第2条第1項第4号の2） オ 車両通行帯（法第2条第1項第7号） カ 環状の交差点における右回り通行（法第4条第3項） キ 各種通行止め（法第8条第1項） ク 車両進入禁止（法第8条第1項） ケ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止（法第8条第1項） コ 指定方向外進行禁止（法第8条第1項） サ 重量制限（法第8条第1項） シ 高さ制限（法第8条第1項） ス 特定小型原動機付自転車・自転車用道路（法第8条第1項） セ 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路（法第8条第1項） ソ 歩行者用道路（法第8条第1項） タ 一方通行（法第8条第1項） チ 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（法第8条第1項） ツ 歩行者等横断禁止（法第13条第2項） テ 中央線（法第17条第4項） ト 右側通行（法第17条第5項第5号） ナ 安全地帯（法第17条第6項） ニ 立入り禁止部分（法第17条第6項） ヌ 最高速度（法定速度を超えるものに限る。）（法第22条第1項） ネ 最低速度（法第23条）

道路管理者から公安委員会への意見聴取等		ノ 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）（法第34条第5項） ハ 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）（法第34条第5項） ヒ 時間制限駐車区間（法第49条第1項） フ 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（法第63条の4第1項） ヘ 普通自転車の交差点進入禁止（法第63条の7第2項）
	(3) 高速自動車国道等における協議 （法第110条の2第4項）	公安委員会は、高速自動車国道又は自動車専用道路について、次の交通規制を行うときは、道路管理者と協議しなければならない。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。この場合は、事後において速やかに当該交通規制に関する事項を通知しなければならない。 ア 前記(2)の規制 イ 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（法第17条第5項第4号） ウ 追越し禁止（法第30条） エ 徐行（法第42条） オ 最低速度（法第75条の4）
	(4) 路上駐車場が設置されている道路の意見聴取 （法第110条の2第5項、第6項、第7項）	公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分における駐停車禁止又は駐車禁止の規制をしようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を聴いた上で期間を定めて行わなければならない。 この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見を聴かないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。 また、路上駐車場が設けられている道路の部分について時間制限駐車区間として指定しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を、駐車場整備地区内に時間制限駐車区間を指定しようとする場合において、駐車場整備計画が定められているときは、当該計画を定めた市町村の意見をそれぞれ聴かなければならない。
	3 (1) 意見聴取 （道路法第95条の2第1項）	道路管理者は、次のことを行うときは、公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、道路の通行の禁止又は制限を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないときはこの限りでない。この場合は、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。 ア 道路標示と見なされる区画線の設置 イ 通行の禁止又は制限 ウ 歩行者利便増進道路の指定 エ 防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限 オ 横断歩道橋の設置 カ 道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築 (7) 車道又は歩道の幅員変更 (イ) 交通島、中央帯又は植樹帯の設置 キ 歩行安全改築 (7) 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置 (イ) 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。） (ウ) 横断歩道橋の設置 ク 道路の附属物である自動車駐車場の道路上における設置 ケ 道路に接する特定車両停留施設の設置

(2) 協議 (道路法第95条の2第2項) (高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第24条の2) (覚書昭和46年3月) (覚書平成10年2月)	道路管理者は、次のことを行うときは、公安委員会に協議しなければならない。ただし、通行の禁止又は制限を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないときはこの限りでない。この場合は、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。 ア 道路の区域を立体的区域として決定又は変更 イ 自動車専用道路の指定 ウ 高速自動車国道等に道路標示と見なされる区画線の設置 エ 高速自動車国道等の通行の禁止又は制限 オ 自動車専用道路が他の道路に連結する位置の決定 カ 高速自動車国道が他の道路に連結する位置の決定 キ 高速自動車国道活用施設の連結許可及び利便増進施設の道路占用許可
--	---

第3 国家公安委員会指示事項

法第110条は、国家公安委員会に指示権を与え、必要があると認められるときは、公安委員会の行う交通規制について全国的な視野からある程度の統制を加え、その斉一を図らせることとしているものである。

1 対象道路

- (1) 道路法第3条第2号の一般国道
- (2) 国家公安委員会が指定する自動車専用道路
- (3) 高速自動車国道

2 一般国道に関する指示事項

- (1) 車両通行帯（法第2条第1項第7号）
- (2) 環状の交差点における右回り通行（法第4条第3項）
- (3) 各種通行止め（法第8条第1項）
- (4) 車両進入禁止（法第8条第1項）
- (5) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止（法第8条第1項）
- (6) 指定方向外進行禁止（法第8条第1項）
- (7) 重量制限（法第8条第1項）
- (8) 高さ制限（法第8条第1項）
- (9) 特定小型原動機付自転車・自転車用道路（法第8条第1項）
- (10) 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路（法第8条第1項）
- (11) 歩行者用道路（法第8条第1項）
- (12) 一方通行（法第8条第1項）
- (13) 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（法第8条第1項）
- (14) 中央線（法第17条第4項）
- (15) 車両通行区分（法第20条第1項ただし書及び第2項）
- (16) 専用通行帯（法第20条第1項ただし書及び第2項）
- (17) 路線バス等優先通行帯（法第20条の2第1項）
- (18) 軌道敷内通行可（法第21条第2項第3号）
- (19) 最高速度（法第22条）
- (20) 最低速度（法第23条）
- (21) 車両横断禁止（法第25条の2第2項）
- (22) 転回禁止（法第25条の2第2項）
- (23) 進路変更禁止（法第26条の2第3項）
- (24) 追越し禁止（法第30条）
- (25) 右左折の方法（法第34条第1項、第2項又は第4項）
- (26) 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）（法第34条第5項）
- (27) 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）（法第34条第5項）

- (28) 進行方向別通行区分（法第35条第1項）
 - (29) 環状交差点における左折等（法第35条の2）
 - (30) 前方優先道路（法第36条第2項）
 - (31) 駐停車禁止（法第44条第1項）
 - (32) 駐車禁止（法第45条第1項）
 - (33) 優先本線車道（法第75条の6第1項）
 - (34) 牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間（法第75条の8の2第2項）
- 3 国家公安委員会が指定する自動車専用道路及び高速自動車国道に関する指示事項
法の実施に関する全事項

第4 警察庁に対する事前協議等

公安委員会は、道路管理者と協議を行おうとするときは、警察法（昭和29年法律第162号）第5条及び法第110条の趣旨に即し全国統一の運用を図るため、あらかじめ次に掲げる事項につき、警察庁交通局交通規制課に事前協議するものとする。

1 事前協議対象道路

- (1) 高速自動車国道
- (2) 自動車専用道路（令第42条第1項の規定による指定の有無を問わない。）

2 協議事項

- (1) 事前協議対象道路が一般道に連結される場合における出入口の取付位置の協議
- (2) 関連道路の交通規制計画
- (3) 道路法に基づく自動車専用道路の指定に関する道路管理者からの協議
- (4) 事前協議対象道路の交通規制計画

3 事前協議の時期

- (1) 前記2(1)から(3)までに係る協議

都市計画決定前、工事着手前、供用開始1年前、供用開始6か月前及び供用後の必要な時期

- (2) 前記2(4)に係る協議

新規供用の場合はその6か月前、新規供用又は既供用区間の交通規制の見直しの場合はその3か月前

4 高速自動車国道活用施設及び利便増進施設に関する協議

道路管理者から高速自動車国道活用施設及び利用増進施設に関する予備協議及び本協議を受けた場合は、図面等交通処理方法の検討に必要な書類並びに公安委員会の検討結果及び意見を記した書面により、その都度、交通規制課に対して速やかに協議を行うものとする。

第5 規制業務推進上の留意事項

規制業務は、交通規制を必要とする端緒から公安委員会の意思決定を経てそれを実施するまで、多様な業務を組織的に推進しなければならない。

規制業務の推進に当たっては、あらかじめ次の事項に十分留意し、交通規制が合理的かつ適正なものとなるようにしなければならない。

なお、交通規制業務のフロー及び交通規制に伴う事前調査の着眼点については、別添1「交通規制業務フローチャート」及び別添2「交通規制に伴う調査の着眼点」のとおりである。

1 法適合性の保持

交通規制は、法令の規定に基づき、車両等及び歩行者等に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為を為すべき義務を課すことであり、具体的な交通ルールを設定するものであるから、主体、内容及び形式において必ず法令の規定を根拠とし、かつ、これに適合するよう慎重な検討を行うこと。

2 妥当性の保持

(1) 必要最小限度の規制

交通規制は、道路利用者に対して大きな影響を与えるものであるから、その内容及び場所的、時間的な範囲は、目的を達成するために必要な最小限度にとどめること。

(2) 効果的な規制

交通規制の理由となっている障害の状況及び原因を検討の上、それを除去する上で最も効果的と認められる交通規制の種類及び方法を選定すること。

3 規制理由等の明確化及び記録の保存

交通規制を実施する際は、現場の交通環境が第4章の各項において定める規制実施基準に該当しているか、又は、該当していないものの必要により交通規制を実施するときは合理的な理由があるかを十分検討し、交通規制の具体的理由や必要性について明確にすること。

また、当該交通規制に関して説明責任を果たすとともに、事後の交通環境の変化に応じた適切な見直しに資するよう、交通規制を実施する理由や必要性について当該交通規制を実施している間、記録を保存すること。

4 分かりやすい規制

(1) 斉一性の確保

交通規制は、道路及び交通の状況等に応じて統一した方針の下に実施することとし、これらが同じであるにもかかわらず、交通規制の内容が異なることがないように留意すること。

特に、都府県（方面）又は警察署の境界及びその付近において交通規制を実施する場合には、関連都府県（方面）警察又は警察署との連携を密にし、管轄区域相互間で規制が不斉一にならないようにすること。

(2) 簡明性の保持

交通規制の内容は、複雑にわたることのないように、できる限り簡単明瞭にすること。やむを得ず同一道路において複数の交通規制又は近接する場所に相反する交通規制を実施する等複雑な交通規制を実施する場合においては、その内容が一見して分かるように十分留意すること。

5 計画性の保持

(1) 計画的推進

交通規制は、都道府県交通安全業務計画、特定交通安全施設等整備事業の実施計画等に示す方針に基づき、計画的に推進すること。

(2) 計画的規制

他の交通規制との関係や一般交通に与える影響等を慎重に検討し、道路整備及び交通状況の長期的推移を把握して、計画的な交通規制を推進すること。

特に、道路利用者に対する影響が大きい交通規制については、事前に計画案等を公表し、必要な準備期間を確保すること。

(3) 先行的規制

交通の安全と円滑等が確保されている場合であっても、道路及び交通の状況等の変化から近い将来問題が予想される場合は、先行的に交通規制を実施すること。

6 調査の徹底と幹部の現場点検

交通規制の計画の策定及び実施に当たっては、基礎調査及び関連事項の調査を徹底し、それらを総合的に検討するとともに、必ず幹部が直接現場において点検を行うこと。

7 交通安全施設の整備と調整等

交通規制の実施に伴い、交通管制センター、信号機等交通安全施設の整備及び運用について必要な調整を行うとともに、交通規制の効果を補完するため必要な道路及び交通安全施設の整備を道路管理者に要請すること。

8 関係者の意見聴取

(1) 一般交通に及ぼす影響が特に大きい交通規制を実施する場合には、道路管理者、地方公共団体、地方運輸局（運輸支局等）等の関係行政機関だけでなく、大学、研究機関等の専門家の意見聴取に努めるなど、総合的な検討の上に立って効果的な交通規制を実施すること。

(2) 交通規制の種類に応じて、その影響を受けることとなる関係機関・団体、企業、地域の自治会、住民等の意見を聴くとともに、交通規制の必要性、効果等について説明し、理解と協力が得られるように努めること。

9 事前広報

(1) 事前に道路利用者及び関係住民への規制計画の周知を図るため、パンフレットの配布、交通情報板の活用、立看板の掲出及び報道機関への情報提供のほか、交通運輸関係団体等へ通報する等の方法により広報の徹底を図ること。

(2) 交通規制の種類、内容等によっては、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、交通規制実施後一定の期間、指導を強化する等の方法により、規制内容の周知と遵守を徹底すること。

第6 効果測定の実施と交通規制の見直し

1 効果測定の実施

交通規制実施後における交通流・量の変化や規制の遵守状況、他の地域・路線への影響等を確認するとともに、規制効果の測定を行い、所期の効果を発揮しているか否かについて確認すること。

2 交通規制の見直し

- (1) 必要な交通規制をタイミングよく実施するとともに、既に実施している交通規制の効果等の点検・確認を恒常的に行い、実施後において

- 道路及び交通安全施設等の整備
- 交通流・量等の交通状況及び沿道状況の変化
- 道路利用者のニーズの変化

等によって交通規制が実態に合わなくなった場合は、必要な見直しを行うこと。

- (2) 交通規制の見直しに当たっては、道路利用者の立場で分かりやすく守られる交通規制となるよう留意し、次の見直しの着眼点を十分吟味すること。

「見直しの着眼点」

- 道路環境及び交通実態に適合しているか。
- 必要性がない又は必要性が低い規制でないか。
- 守られない規制でないか。
- 複雑で分かりにくい規制でないか。
- 事故防止、渋滞緩和など期待どおりの効果が出ているか。
- 規制を重複して実施していないか。
- 周辺道路との整合性及び同一道路での斉一性が保たれているか。
- 長期間見直しが行われていない規制ではないか。
- 道路利用者から、苦情、要望等はないか。

- (3) 交通規制の解除は、次の例示に示す場合のほか、第4章の各項において定める規制実施基準に該当しない交通環境となった場合に、交通規制の必要性について十分検討した上で行うこと。

なお、交通規制を解除する場合は、周辺の関連規制、規制予告の有無についても確認すること。

「例示」

- 通学路の変更により歩行者の通行が減少した場合や道路改良により歩道が整備された場合における歩行者用道路
- 道路改良により中央分離帯等が設置された場合における指定方向外進行禁止(右折禁止)、車両横断禁止、転回禁止(区間規制)
- 小学校の統廃合等により横断歩行者が減少した場合における横断歩道
- 歩行者等の横断を物理的に抑止する防護柵等が設置された場合における歩行者等横断禁止
- 道路拡幅により左側部分の車道幅員が6メートルを超えることとなった場合における追越しのための右側部分はみ出し通行禁止
- 路線バスの運行台数が減少した場合における路線バス専用通行帯、路線バス等優先通行帯
- 遮音壁の設置等により交通環境が改善された場合における騒音、振動等の交通公害防止のため実施していた特定の種類の車両の通行区分、最高速度
- 路側帯の設置等により駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととな

る場合における駐車禁止

- バイパス道路の供用開始等により交通量が減少し、交通の安全と円滑に支障がなくなった場合における駐車禁止

別添 1

交通規制業務フローチャート



別添 2

交通規制に伴う調査の着眼点

区 分	項 目	内 容
基礎調査	道 路 構 造	○道路の種類、管理区分（管理者） ○道路の幅員（軌道敷のある場合は別にその幅員）、車線数 ○設計速度等 ・設計速度 ・曲線半径、曲線部の片勾配 ・視距 ・曲線部緩和区間の延長 ・縦断勾配、縦断曲線 ・合成勾配 ・車線幅員 ・路肩幅員 ○舗装、路面状況（排水性舗装等） ○歩道、車道外側線、路肩の状況 ○中央分離帯、構造上の往復分離施設、交通島 ○待避所、登坂車線 ○交差点の構造 ○交差道路の状況、交差点間隔 ○踏切種類、幅員等
	交 通 環 境	○交通流・量（日・ピーク時、昼夜別、曜日別、季節別） ○大型車・二輪車・自転車の混入率 ○歩行者通行量（学童、高齢者等） ○駐（停）車実態 ○バス路線・運行状況 ○鉄道等運行状況 ○実勢速度（85パーセンタイル、車種別、時間別、方向別） ○道路交通センサスOD（起終点）調査 ○既に実施している交通規制 ○渋滞の発生状況
	沿 道 環 境	○人家等の密集状況（市街地、D I D） ○路外駐車場 ○沿道土地利用状況（住宅地、商業地、工業地、繁華街） ○保育園、幼稚園、学校、福祉施設等 ○建物の形態等 ○公共施設、大規模店舗、娯楽施設等 ○既設ゾーン対策実施状況 ○騒音、振動、大気汚染等交通公害発生状況
	交通安全施設等整備状況等	○道路標識・標示、区画線 ○導流化（チャンネリゼーション） ○防護施設（ガードレール等） ○横断歩道橋、地下横断施設 ○交通管制施設（信号機設置運用状況、情報板、光ビーコン等） ○視線誘導標、道路反射鏡 ○道路照明施設 ○地下埋設物 ○防雪施設、融雪施設 ○トンネル防火施設
	交通事故（路線・交差点・ゾーン別）	○年別推移 ○時間別、車種別、類型別等の特徴的傾向 ○第1・2当事者のクロス分析 ○特異重大事故発生状況 ○必要により物損事故等を含めた分析
	自 然 環 境	○積雪、凍結、吹雪等冬期の道路状況 ○多雨、強風、高潮、濃霧等の発生状況
関連事項調査	先 行 対 策	○都市計画 ○区画整理事業計画 ○再開発事業計画 ○中心市街地活性化計画 ○鉄道延伸・立体化計画 ○駅前広場 ○地下街新設 ○団地開発 ○大規模店舗・集客施設
	道 路 整 備 計 画	○高速・自専道 ○バイパス ○立体交差化 ○コミュニティ道路 ○道路の美装化 ○共同溝
	交通安全施設等整備計画	○特定交通安全施設等整備事業の実施計画(公安委員会・道路管理者分)
	要 望 等	○地方議会、地方公共団体、交通関係機関・団体 ○地域住民（町内会、老人クラブ等）、道路利用者 ○道路標識改善対策協議会、道路標識改善懇談会 ○踏切道改善促進協議会 ○報道機関 ○投書、陳情 ○標識BOX ○ヒヤリハットマップ ○交通安全総点検 ○取締りを巡る苦情、トラブル